

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第三十二号

る。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事
藤後斎

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則
山梨県三話環境保全に関する条例施行規則（昭和二十一年「山梨県見川第十七号」）

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和五十一年山梨県規則第六号）の一部を次のように改正する。

項中
附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年五月一日から施行する。
（経過措置）

規則

山梨県規則第二十四号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後藤斎

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の職の設置に関する規

に改正する。

第一條の表本序に置かれる職

「事」を「リニア推進監

政策補佐」、「企画監」及び「

「技能」の「能」は「才能」の「能」である。

第二條第一項中「義務裝具」指前項

言語聽覺士、言語聽覺士

を削る。

附 則

附
則

山梨県規則第一十五号

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め

山梨県公報号外
第二十一号
平成二十八年三月三十一日